



2019.12

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



*Wishing you peace, joy and happiness
through Christmas and the coming
year.*

Panawell & Partners LLC

*MERRY CHRISTMAS
HAPPY NEW YEAR*



中国の祝日-2020年

一、【元旦】1月1日(水)

二、【春節】1月24日(金)～30日(木) ※1月19日(日)、2月1日(土)は振替出勤日。

三、【清明節】4月4日(土)～6日(月)

四、【労働節】5月1日(金)～5日(火) ※4月26日(日)、5月9日(土)は振替出勤日。

五、【端午節】6月25日(木)～27日(土) ※6月28日(日)は振替出勤日。

六、【国慶節・中秋節】10月1日(木)～8日(木) ※9月27日(日)、10月10日(土)は振替出勤日。



目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 世界知的所有権機関が「世界知的財産報告書 2019」を発表
- 「専利審査指南第二部分第九章改正草案(意見募集稿)」について意見公募中
- CNIPAが受理した国際出願はEPOを国際検索機関として選択することができる
- 香港は直接出願特許制度を導入
- DASを介して国家知識産権局に優先権書類の電子的交換を行う特許庁

08 サービスソリューション

- 2019年『改正特許審査指南』の解説
- 意匠出願の図面の規範及び選択

14 実務動向

- 外国企業が中国裁判所で訴訟の際に提出すべき資格書類について

15 企業情報

- 香港における特許登録に係る官庁料金の変更に對して適応的な措置をとる

世界知的所有権機関が「世界知的財産報告書 2019」を発表

2019年11月12日に世界知的所有権機関(WIPO)がジュネーヴで発表した「世界知的財産報告書 2019」によると、2015年～2017年にかけて、世界の約30の大都市だけで特許総量の69%および科学活動の48%を占めていた。それらの都市は主に中国、ドイツ、日本、韓国、米国に位置している。

この報告書は過去数年間にわたり、何百万もの特許および科学出版物を分析した上で、イノベーション活動がますます協働と多国籍化の傾向を強めており、主な成果は少数の国に拠点を持つ一部の大きなクラスターに由来していると結論した。イノベーションに関する国際的コラボレーションのほとんどは、大都市のホットスポットの地域で発生している。大都市のトップ10位は、サンフランシスコ、サンノゼ、ニューヨーク、フランクフルト、東京、ボストン、上海、ロンドン、北京、ベンガルール、パリであり、国際的な共同発明全体の26%を占めている。

「近年のイノベーション環境は、国際的に高度に相互関連している。」とWIPO事務局フランス・ガリは述べた。「国際的な共通の課題に対するますます複雑化する技術的な解決策には、国際的なコラボレーションに頼った、これまでより規模が多きく、そしてより専門的な研究者チームを必要としている。経済圏がイノベーションの追求に対してオープンな姿勢を保つことは必要不可欠です。」

また報告書では、大きな変化を遂げている

2つの産業のグローバルイノベーション状況について徹底的に研究調査している。1つ目は、自動運転技術の採用により革命が起こっている自動車産業である。自動車産業内および情報技術産業からの新規参加者が、既存の同業者に挑戦をかけている。さらに、報告書では、農業バイオテクノロジーのトレンドについても調査している。作物バイオテクノロジーに関する科学的活動および発明的活動のほとんどが例えば中国、ドイツ、日本、韓国、米国など少数の経済圏で行われている。

情報源: 世界知的所有権機関公式サイト

「専利審査指南第二部分第九章改正草案(意見募集稿)」について意見公募中

2019年11月1日に実施されたばかりの改正「専利審査指南」に続き、国家知識産権局は再び「専利審査指南」の改正を始めた。今回の改正は主に、人工知能、ブロックチェーン、ビジネスルール及び方法などの新分野・新業態に関わる専利審査規則を更に明確にして欲しいというイノベーション主体のニーズに応えるべく、国家知識産権局が「専利審査指南第二部分第九章改正草案(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を起草したものである。社会各界の意見を広く公募するために、同意見募集稿及びその起草説明を公表しており、2019年12月11日までに公衆より意見募集稿の修正について意見を募集している。同意見募集稿及びその起草説明については<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143646.htm>をご参照いただきたい。

同意見募集稿は、第二部分第九章において、特に第6節を追加し、アルゴリズム特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴を含む発明専利出願審査の関連規定を具体的な事例と結び付け、当該種類の出願の権利付与対象、新規性と進歩性、請求の範囲及び明細書の作成等を明確にした。

同意見募集稿のポイントは以下の通りです。

(一) 専利審査において、技術的特徴と、アルゴリズム特徴又はビジネスの規則及び方法の特徴とを安易に分けて判断するのではなく、請求項に記載された全ての内容を一体として、その中で係わる技術的手段、解決した技術的問題及び生じた技術的效果を分析すべきであると強調した。

(二) 技術的特徴を含む場合は、専利法第25条(権利付与対象)により拒絶してはならないと明確化した。

(三) 専利法第2条(自然法則を利用していないもの)の審査基準を明確化した。技術案に該当するか否かの判断については、審査指南の共通章節における技術的問題、技術的手段、技術的效果の「3要素」の判断方法の下で、審査基準をさらに細分化した。アルゴリズムと具体的な技術応用分野との組み合わせにより所定の技術的課題を解決していれば、専利法第2条の要件を満たしている。

(四) 技術的特徴と機能において互いにサポートし合い、相互的作用関係を有するアルゴリズム特徴又はビジネス規則及び方法の特徴が進歩性に与える技術的貢献を考慮する。技術的特徴、並びにアルゴリズム特徴又はビジネス規則及び方法の特徴の 両方を含む発

明専利出願について進歩性の審査を行う場合、技術的特徴と機能において互いにサポートし合い、相互的作用関係を有するアルゴリズム特徴又はビジネス規則及び方法の特徴、並びに該技術的特徴を一体として考慮すべきである。

(五) 正誤の両方面から、権利付与対象と進歩性に関する審査事例を10件追加した。例1は抽象的なモデルの構築方法であり、具体的な応用分野との組み合わせに係わらず、かつ技術的特徴を含まないものであるので、専利法第25条第1項第2号に規定する知的活動の法則および方法の範疇に該当する。例2、例3と例4は人工知能、ビジネスモデルとブロックチェーン分野の権利付与対象として認められる事例である。例5と例6は反対に権利付与対象として認められない事例である。例7と例9は技術的特徴と機能において互いにサポートし合い、相互的作用関係を有するアルゴリズム特徴又はビジネス規則及び方法の特徴、並びに該技術的特徴を一体として考える場合に進歩性を具備する事例である。例8と例10は引用文献が既に相応の内容を公開しているため進歩性を具備しない事例である。

(六) 明細書及びクレームの記載要件の具体化、例えば、アルゴリズムと具体的な技術分野との結合方法、ユーザー体験効果を明記することについて言及した。クレームの作成において、請求項は技術的特徴と機能において互いにサポートし合い、相互的作用関係を有するアルゴリズム特徴又はビジネス規則及び方法の特徴を記載すべきであると強調した。

情報源: 中国国家知識産権局公式サイト

CNIPAが受理した国際出願はEPOを国際検索機関として選択することができる

2019年11月12日に中国・蘇州にて開催された中国国家知識産権局(CNIPA)と欧州特許庁(EPO)の局長会議で双方が合意したところによると、来年の適切な時期に2年間の試行プログラムを実施する予定であり、「特許協力条約」(PCT)の枠組み内で二庁間の協力を強化することに同意し、CNIPAが受理した英語で国際出願を提出した出願人がその国際検索機関としてEPOを選択する権利を有するようになる。

情報源: 中国国家知識産権局公式サイト

香港は直接出願特許制度を導入

香港は直接出願特許制度(Original Grant Patent、OGP)を導入することで、特許出願人が香港で標準特許の保護を求めるためのさらなるルートを提供する。香港の「特許条例」及び「特許規則」の改正は10月11日に政府憲報に公布され、新たな特許制度は12月19日より施行されることになる。

新制度の下で、特許出願人は現行の「中国、欧州(英国指定)および英国からの特許延伸制度」の規定にとらわれることなく、香港知的財産権署に標準特許出願を直接提出することができるようになる。

直接出願特許制度を実施することで、直接香港で標準特許の保護を求める方法を提供す

る。直接出願特許制度に基づいて提出された出願は、特許登録処による実体審査を経て、当該出願の根本発明が特許性の要件を満たすか否かの裁定を受けなければならない。出願人は自身の特許保護戦略に照らし、独自の標準特許付与ルート又は現行の中国、欧州(英国指定)及び英国からの特許延伸ルートを選択してその標準特許出願を提出することができる。

新制度の主なメリットは、標準特許出願の費用と時間を削減することができることである。

新制度は現地の特許保護体制を構成する重要な礎であり、香港の区内イノベーション科学技術中枢への発展を促進する。

情報源: 香港特許庁公式サイト

DASを介して国家知識産権局に優先権書類の電子的交換を行う特許庁

19年11月にWIPOウェブサイトで更新された優先権書類の電子的交換(DAS)プロジェクトの参加国情報によると、現在、DASを利用して中国国家知識産権局に優先権書類の電子的交換を行うことができる国家知識産権局又は地区知識産権局又は特許局は以下の通りである。

発明特許出願: アルゼンチン(AR)、オーストラリア(AU)、ブラジル(BR)、チリ(CL)、デンマーク(DK)、エストニア(EE)、ユーラシア特許庁(EA)、欧州特許庁(EP)、フィンランド(FI)、グルジア(GE)、インド(IN)、イスラエル(IL)、日本(JP)、モロッコ(MA)、オランダ(NL)、

ニュージーランド(NZ)、韓国(KR)、スペイン(ES)、スウェーデン(SE)、イギリス(GB)、アメリカ(US)。

実用新案特許出願:チリ(CL)、エストニア(EЕ)、フィンランド(FI)、グルジア(GE)、日本(JP)、韓国(KR)、スペイン(ES)。

意匠特許出願:オーストラリア(AU)、カナダ(CA)、チリ(CL)、グルジア(GE)、インド(IN)、韓国(KR)、スペイン(ES)、アメリカ(US)。

情報源: 世界知的所有権機関公式サイト

2019年『改正特許審査指南』の解説

特許審査の質と効率を高めるために、国家知識産権局は『特許審査指南』（以下、『改正指南』という）を新たに修正し、2019年11月1日より施行した。今回の改正は、新しい技術の急速な発展の必要性を十分に考慮し、審査規則と審査モードに対するイノベーション主体の新たな訴えに積極的に応え、審査業務における有益な経験を真剣にまとめ、同時に現行の規定における不明瞭な事項を明確化、最適化にすることで、審査の質と効率を高め、イノベーション駆動型の発展を支えることを目標としている。

特許出願と審査の実践を指導する主旨から、国家知識産権局は今回の指南改正の主な内容を以下の通り紹介し、解説する。

（一） 発明特許出願の方式審査に関連する内容の改正

1. 審査意見による再分割出願の提出日を明確にする（第一部分第一章第5.1.1節（3））

『改正指南』は、審査意見に基づいて再分割出願を提出する提出日について、単一性の欠陥を有する分割出願を基礎として審査すべきであることを明確化し、再分割出願の提出手続をさらに簡素化し、単一性の欠陥が指摘された審査意見通知書又は分割通知書のコピーの提出しなければならないという要求を取り消した。

現行『指南』の規定によると、出願人が分割出願について再分割出願を提出した場合、提出した再分割出願の提出日は元の出願に基づいて審査しなければならないが、ただし、分

割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合は除外とする。この「除外」の状況は、再分割出願を提出する時に元出願が授權されたか又は消滅した可能性を考慮したものであり、審査官が分割出願に単一性の欠陥があると指摘した場合には、出願人の権益を保護するために、再分割出願の提出日は元出願に基づいて審査しないということであった。ただし、この「除外」は、再分割出願の提出日の審査基準を具体的に明確にしていなかったため、実務において二つの異なる理解が有り得る。一つの観点は対応の分割出願の状態を審査する必要はなく、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出するだけでよいものである。もう一つの観点は、関連のコピーを提出するだけでなく、対応の分割出願の状態を審査する必要もある。これで審査基準の執行が一致しない状況が生じてしまう。『特許法実施細則』第42条第1項の規定によると、「1件の特許出願に2つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第54条第1項に規定する期限が満了する前に、国务院特許行政部門に分割出願を提出することができる。ただし、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を提出することはできない」。この規定は分割出願の場合でも、分割出願に対して再分割出願を行う場合でも守られなければならない。したがって、審査基準をより明確にし、認識を統一し、相違を解消するために、今回の改正では、「再分割出願の提出日は当該単一性の欠陥がある分割出願に基づいて審査しなければならない。規定に合致しない場合、

当該分割出願に基づいて分割してはならない」と明確化した。また、今回の改正は再分割出願の提出手続をさらに簡素化し、単一性の欠陥が指摘された審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出しなければならないという規定を撤廃する。このように再分割出願の提出手続をさらに簡素化することで、出願人の関連書類提出の負担を軽減した。

2. 分割出願の出願人・発明者に関する規定の改正（第一部分第一章第5.1.1節（4））

『改正指南』は、分割出願を提出する資格のある出願人は分割出願を提出する時の元出願の出願人でなければならない、分割出願について再分割出願を提出する出願人は当該分割出願の出願人でなければならないということを明確にした。また、関連規定をより明確かつ完全なものにするために、分割出願について提出した再分割出願の発明者は当該分割出願の発明者であるか、又はそのうちの一部のメンバーでなければならないという規定を追加した。

現行『指南』は、分割出願の出願人は分割出願提出時の元出願の出願人と同一でなければならない、同一でない場合、出願人変更に関する証明材料を提出しなければならないと規定している。実務において、分割出願人は双方が署名した譲渡証明書を提出することで、分割出願権の譲渡を完了すればよく、一般的な権利譲渡の規定に基づいた「書誌事項変更届」を提出する必要がある。したがって、証明書類の審査後、その他の欠陥がなければ、審査官は分割出願の出願人に発明特許出願の方式審査合格通知書を直接出し、元出願の出

願人がその分割出願の状況を知ることができなくなり、偽造分割出願の隙を与え、出願人の利益を大きく損ないかねない。したがって、今回の改正では元出願の出願人のみが分割出願を提出することができるが、出願人を変更する必要がある場合には、書誌事項変更手続を行わなければならないと明確化し、それによって出願人の利益を効果的に保障することができる。

3. 権利譲渡に関連する証明書類の規定の改正（第一部分第一章第6.7.2.2節（2））

譲渡又は贈与契約が当事者の真の意思表示であることを確保するために、『改正指南』は、譲渡又は贈与契約に双方が署名又は捺印しなければならないことを明確にするとともに、当事者が特許出願権（又は特許権）の譲渡又は贈与に対し異議があるなど、主体資格証明を提出する必要がある状況を列挙した。

まず、「契約法」と「特許法」の関連規定によると、特許出願権（又は特許権）を譲渡又は贈与する場合、当事者は書面による契約を締結しなければならない。『指南』においては、譲渡及び贈与契約は双方当事者が署名又は捺印しなければならないことを明確にし、これで審査実務と一致するようになる。次に、特許出願権（又は特許権）は出願人（又は特許権者）の財産権であり、行政機関として行政客体の財産権の変更登記について慎重に対応しなければならない。当事者が他人の署名印を偽造して、他人の特許出願権（又は特許権）を無断で譲渡する状況の発生を避ける為に権利譲渡又は贈与に関する変更請求を審査する際に、必要な場合、当事者双方に主体資格証明を提

出してもらうことで、譲渡契約が当事者の真の意思表示であるか否かの判断の補助とし、それによって偽署名で作成された虚偽の証明書類に基づいた変更合格の可能性を有効的に低減することができる。

(次号に続く)

情報源: 中国国家知識産権局公式サイト

意匠出願の図面の規範及び選択

袁 瑩銘 弁理士 泛華偉業知識産権

中国の特許制度システムにおいて、意匠特許権の保護範囲を示すのは意匠出願の図面であり、出願図面は意匠出願の礎であり、後続の各業務の基礎であり、その正誤、規範性、品質は意匠特許業務の各段階に影響を与える。特許法第59条2項には、「意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とする」と規定してある。言い換えれば、意匠出願図面は意匠特許権の保護範囲を確定する根本的な根拠である。

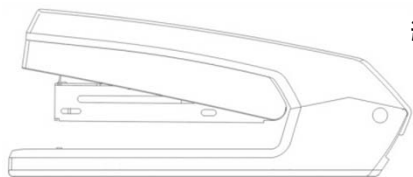
規範的な意匠出願の図面を提出することは特許権の取得にとって重要な意義がある。意匠の出願段階で、出願人の提出した出願図面の非規範性、不備等の欠陥により意匠製品を完全に表示できない場合、特許法第33条「出願人は、その特許出願書類に対して修正を行うことができるが、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。」という規定によって、出願人が新たな内容を補足しようとしても、補正が範囲を超えるため拒絶される可能性がある。一方、特許法第27条2項「出願者が提出する図面又は写真は、特許保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。」という規定により、出願人は新たな内容を補足しない場合、意匠を明確に表示できないとして拒絶される可能性がある。また、当該出願を断念して再出願すると、前、後の出願日の間に同一の意匠について誰かが出願していたり、同一の意匠が公開されていたりし

た場合、出願人は当該意匠権を取得できなくなる可能性がある。さらに、出願図面自体に大きな欠陥があり、かつ当該図面で権利を受けた場合、後日に特許権を行使する際に、第三者は図面の欠陥を理由に無効審判の請求を提出する可能性がある。

以上から分かるように、意匠の出願段階において、出願人は規範的な意匠出願の図面を提出すべきであり、図面は特許保護を求める意匠を明確に示さなければならない。

一、図面の選択

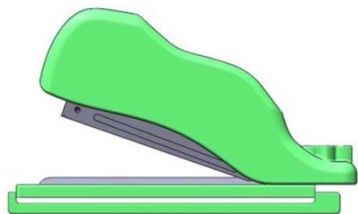
現在、意匠特許出願の図面は主に線図、写真図と効果図の3つの種類がある。3種の図面には異なる特徴があり、それぞれ異なる状況に適している。



線図



写真図



効果図

1. 線図

線図とは完全に線で製品を表現する図面の総称であり、中国の技術製図と機械製図の国家基準における正投影関係、線幅及び断面標記の規定を参照して作成し、かつ太さが均一な実線で意匠の形状を表現しなければならないものである。ハッチング、指示線、中心線、寸法線、点線などの線を意匠の形状の表示に使ってはならない。線図は、製図が容易で、表現が正確で、製図ツールが簡単で、表現する対象の寸法に制限されないなどの利点がある。一方、線図は色彩という設計要素を表現できず、また非専門家にとって図の解読が困難であるという欠点がある。また、サイズが小さすぎたり、大きすぎたりするなど、写真撮影に不便な製品にとって、線図で表示するのも良い選択である。

2. 写真図

写真図とは正投影規則に基づいて製品の実物又はサンプルを撮影した図面のことである。写真図の利点は、表現する意匠の製品が非常に明瞭且つ明確で、非常に直感的な印象で立体感が強く、各図面間の対応関係を比較しやすいということにある。その欠点は、サンプルを完成してから出願を提出しなければならないこと、完全に標準化された正投影図の撮影が困難であるため、多くの写真図は透視原理によって視覚的誤差が存在することである。室内で写真図を撮影する際に使用するフラッシュにより、製品の光の反射が強くなりすぎたり、陰影ができたりする問題がある。衣服、ブラシ、工芸品、書籍などの製品は写真の形式で表現するのに適しているのに対し、大型

機械、光の反射が強い製品などは写真の形式で提出するのに適しない。

3. 効果図

効果図とはコンピュータグラフィックス技術によって作成された画像を指し、2次元平面製図ソフトで作成された画像と3次元モデリングソフトウェアで作成された模型効果図を含む。効果図は、写真図に近い画質があり、線図よりも真実性・立体感に長ける。ただし、効果図の鮮明度はモデリング時の正確さ、レンダリング時の解像度、印刷の解像度に依存するため、写真図の視覚性と線図の正確さが失われることがある。一方、3次元の効果図は、普通、実際の照明と色を計算でシミュレーションし、3次元の図形を画像の効果に近づくようにレンダリングするため、その結果、写真図よりも鮮明な外郭線を有し、同時に透視の偏差が生じにくい効果図が出であがることもある。また、モデリングソフトウェアは3次元効果図を作成するのに適しているため、一般的には立体製品を表現するのによく使われ、平面製品を表現するのにはあんまり使われない。

二、明瞭な表現

意匠特許の保護範囲は、図面又は写真に示す当該意匠特許製品を基準とするので、意匠特許の保護範囲を確定する勘所は出願人が提出した図面である。従って、正確、明瞭、且つ完全な図面を提出してこそ、意匠製品の設計ポイント、革新ポイントと製品を有機的に結合させることができる。

審査指南には、「立体製品の意匠について、製品設計のポイントが6つの面に関わる場合、六面の正投影図を提出しなければならない。

製品設計のポイントが1つ又はいくつかの面のみに関わる場合、少なくとも関連の正投影図と立体図を提出しなければならない。」と規定している。出願人が主に表現したい設計ポイントの図面のみに関心を持ち、製品全体の形状の明瞭な表示をおろかにした場合、保護範囲が不明瞭となり、無効審判と権利行使過程において不利な局面に陥ることになる。さらに言えば、提出した図面は意匠特許権付与の基本的要件を満たしているが、取得した権利が意匠特許の保護範囲を十分且つ明確に示しているかどうかは、出願人にとって極めて重要なことである。審査指南には、立体図を提出しなければならないことが明確に規定されていないが、立体製品について、製品の意匠表現がより明確になるように、できるだけ完全な六面正投影図及び立体図を提出することを提案する。それは、六面正投影図は製品各面の形態及び製品の全体的な比例を正確に反映することができ、立体図には製品の全体的な意匠を直感的に反映することができ、公衆に理解されやすいからである。六面正投影図と立体図の組合せで、特許保護を求める意匠を明確に表示し、明確な保護範囲を限定することができる。出願段階で提出された図面に欠陥がある場合、後続の補正段階においても図面の補正に余地があるので、補正が元の範囲を超えたという理由で出願が却下されるのを避けることができる。

三、十分な表現

六面図と立体図では製品形態を十分に表示できない場合には、実情に応じて断面図、拡大図、展開図、使用状態図などを提出して、製品形態を明確にしなければならない。これら

の図面は六面図と立体図にて表現される製品設計と一致しなければならない。

意匠の図面において、例えば製品の外観上の凹凸状態など、六面正投影図が製品の外部形態を明確に表現できない場合、補充として断面図を提出することが考えられる。

六面正投影図の基本的な要件の1つは、各図面間の比例が完全に一致することである。紙と図面のサイズの制限のため、製品の詳細を明確的に説明できない場合、拡大図または局部拡大図を提出しなければならない。

展開図は製品全体又は一部の現しであり、例えば、曲面上の模様及び展開可能な構造（たとえば、包装ケース、包装袋など）を有する製品を正確かつ明確に表現することができ、一部の特殊な製品にとって、六面正投影図の効果的な補充となる。

製品の使用状態が六面図と立体図に示される状態と異なる場合、前記図面だけでは意匠を十分に表示することができないので、製品の使用状態を示す図面を提出しなければならない。

また、規範的な意匠出願の図面を提出することは特許権の行使にとっても重要な意味がある。出願図面に表現される意匠が実際に生産される製品の意匠と一致しない場合、特許権を取得しても、出願人は実際に生産される製品を特許製品とすることができず、特許製品と表記してはならない。実際に生産される製品について改めて意匠を出願すると、先に（自身が）公開した出願/特許、製品の公開販売、及び先願意匠出願などにより新規性/進歩性が認められず、特許権を取得できなくなるこ

がよくある。

以上を踏まえ、規範的な意匠出願の図面を提出することは特許権の取得と権利の行使に非常に重要である。実務において、出願段階の図面が規範化されていないため、出願人/特許権者が不利な状況に陥るケースが多い。例えば、出願段階の図面に破線が存在することにより不明瞭の欠陥が生じた場合、出願人が審査官から発行された補正通知書に対して図面を補正する時に、破線が除去されることで製品が十分に表現できなくなる可能性があり、破線が実線に補正されることで補正が元の範囲を超える可能性がある。また、例えば、欠陥のある図面（例えば、図面間の投影関係が対応していない）に権利が付与されたとしても、第三者は図面が明確ではないことを理由で無効宣告請求を提出することができる。従って、保護を請求する製品を十分且つ明確に表現するために、出願段階で提出する図面は規範的かつ完全であるという法律規定を満たすようにすることをお勧めする。

袁 瑩 銘 弁理士

2013年に中国鉱業大学（北京）より工学修士号取得し、これから泛華偉業特許事務所で機械分野の特許出願書類の作成、意見通知書への応答などの中間手続、再審、特許分析及び調査、コンサルティングなどを担当しておる。

外国企業が中国裁判所で訴訟の際に提出すべき資格書類について

世界各地どこでも訴訟とは容易なことではない。法規制や実務操作の違いから、外国企業が中国の裁判所に自社の資格書類（自社であることを証明するための資料）を提出する際、大きな挑戦や困難に直面している。本文の目的は中国の裁判所が外国の企業に要求する資格証明書類がどんなものを含むかについて説明することであり、訴訟請求を支持するための証拠は本文の検討範囲外である。

北京知識産権裁判所の場合、外国訴訟当事者に以下の書類の提供を求めている。

- 授權委任状
- 法定代表者又は授權代表の証明書
- 存続証明書書
- 署名者の委任状への署名権を示す公式登記資料

以上の書類はすべて公証認証を受けなければならない。中国はハーグ条約加盟国ではないため、公証書類は同国駐在の中国大使館・領事館の認証を受ける必要がある。授權委任状及び法定代表者又は授權代表の証明書は、署名権限者が公証人の前で署名しなければならないものである。

大陸法系の国家の場合、会社の存続証明書には一般的に署名者の署名権限が明記されているので、署名権の証明に特に問題はない。

それに対し、英米法系の国家の場合、存

続証明書には一般的に署名者の署名権限が記載されていないので、署名権を証明するのに困難な場合がある。典型的な英米法系の国に属する米国の企業を例として、署名者の署名権限を証明するために次のいずれかの方法を使用する。

- ◆ 登記した会社設立書類或いは定款細則には、署名者が会社の唯一の取締役或いは株主であること、或いは署名者が会社を代表して署名する権限を有することが記載される。
- ◆ 登記した年次報告書には、署名者が会社のマネージャまたは管理者であることが明記されており、また、州会社法または連邦会社法の関連条項にて、会社のマネージャまたは管理者が会社を代表することができるかと規定されている。
- ◆ 会社の登記書類には、会社の書類を保存する権利または義務を有している秘書が明記されており、当該秘書が署名者の署名権を明記した会社の書類を持って公証人のところで公証を行う。

提供した資格書類が規定に合致してこそ、外国訴訟主体は中国の裁判所で訴訟に参加し、自己の権益を守ることができる。

香港における特許登録に係る官庁料金の変更に対して適応的な措置をとる

まもなく施行される改正『香港特許条例』によると、2019年12月19日以降に提出される香港標準特許の第1ステップと第2ステップの登録、短期特許登録、標準特許の年金納付などの請求について、官庁料金が一部減免又は変更される。例えば、電子形式によってオンラインで提出される標準特許と短期特許の登録請求は、紙形式によって提出される登録請求よりそれぞれ105HKD、210 HKD少なくなる。

標準特許の4-10年目の年金は90HKD減額されるが、11-15年目、16-20年目の年金はそれぞれ80HKD、310HKD増額される。

今回の官庁料金減免政策を利用して出願人の為に費用を最大限に節約するために、弊所は、クライアント様から指示された、締切期限が2019年12月20日以後の香港標準特許登録、短期特許登録、標準特許第4～10年の年金納付については、12月19日以降に伸ばして提出する。また、クライアント様から指示された、香港標準特許第11～20年の年金納付については、12月19日までに関連の手続きを進めるようにする。

香港特許庁が発表した今回の官庁料金の変更についてのまとめ

表番号	項目	改成後の費用(HKD)	备注
P2	「2019年特許(一般)(改正)規則」による改正後の「専利(一般)規則」第38B(1)又は81Q(1)条に基づいて提出される反対通知	1525\$	これはこの種類の反対通知の新規費用である。 他の反対の通知又は反論陳述の料金(325\$)は、変わらない。
P4	指定特許出願の記録の請求	提出費用: ● 紙形式: 380\$; ● 電子形式: 275\$	現行料金(紙形式または電子形式のいずれの場合でも)は380\$である。 現行の公告料金(68\$)、出願料金、公告料金の遅延納付に係る追加費用(95\$)は変わらない。
P5	指定特許の登録と標準特許の権利付与の請求	以上と同じ	以上と同じ
P6	短期特許出願	提出費用: ● 紙形式: 755\$; ● 電子形式: 545\$	現行料金(紙形式または電子形式のいずれの場合でも)は755\$である。 現行の公告料金(68\$)と、出願料金と公告料金の遅延納付に係る追加費用(95\$)は変わらない。
P10	標準特許の年金	第4～10年: 450\$ 第11～15年: 620\$ 第16～20年: 850\$	現行標準特許の登録3年後、毎年の年金は540\$である。 現行標準特許や短期特許の年金の遅延納付に係る追加費(270\$)や現行短期特許の年金(1080\$)は変わらない。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号中国人寿ビル10

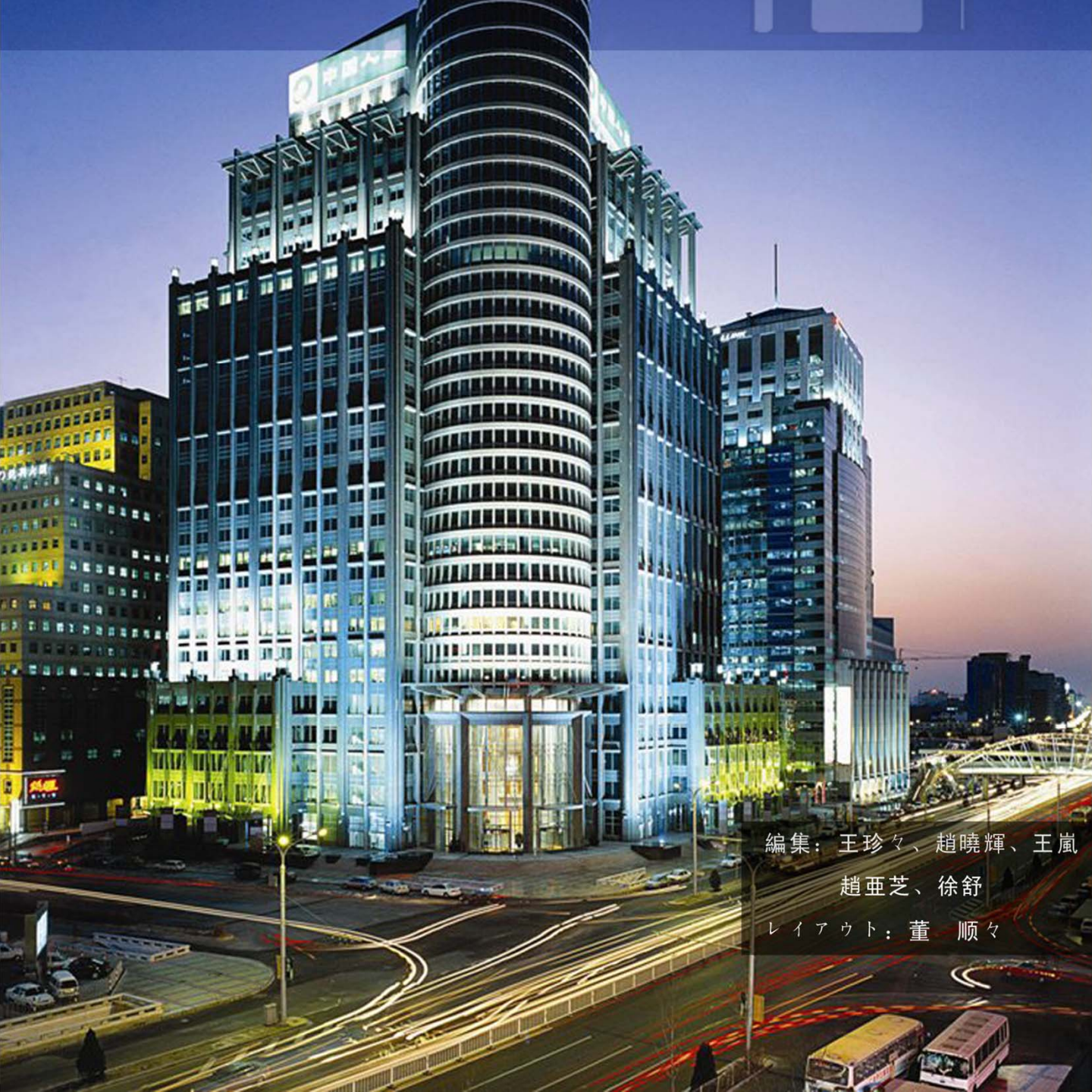
階1002-1005室

郵便番号：100020

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

Email: mail@panawell.com



編集：王珍々、趙曉輝、王嵐
趙亜芝、徐舒

レイアウト：董 順々